

【表紙】

【発行登録番号】	8 - 関東 2
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 2 月26日
【会社名】	楽天グループ株式会社
【英訳名】	Rakuten Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史
【本店の所在の場所】	東京都世田谷区玉川一丁目14番 1 号
【電話番号】	050-5581-6910（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長執行役員 最高財務責任者 廣瀬 研二
【最寄りの連絡場所】	東京都世田谷区玉川一丁目14番 1 号
【電話番号】	050-5581-6910（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長執行役員 最高財務責任者 廣瀬 研二
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（2026年 3 月 6 日）から 2 年を経過する日（2028年 3 月 5 日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 100,000,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
楽天グループ株式会社第1 回社債型種類株式 (以下「第1回社債型種類 株式」といいます。)	未定 (注2)	株主の権利内容において普通株式と異なる種類株式 単元株式数 100株 第1回社債型種類株式に係るその他の内容につきましては、後 記「摘要（第1回社債型種類株式の内容）」をご参照ください。

- (注) 1 当社は、第1回社債型種類株式乃至第5回社債型種類株式（以下個別に又は総称して「社債型種類株式」といいます。）について定款に定めていますが、本発行登録書提出日（2026年2月26日）現在、社債型種類株式の発行について決定しているものではありません。社債型種類株式の発行については、社債型種類株式の配当原資となる利益の安定的な創出が今後十分に見込まれることを確認した上で、他の非有利子負債性資金の調達状況、調達資金の使途との兼ね合い、当社の今後の財務戦略及び資本戦略、市場環境等を総合的に勘案し、取締役会の決議により決定する予定です（かかる決議を以下「発行決議」といいます。）。当社が第1回社債型種類株式の発行を決定する場合、配当年率及び発行数を除く第1回社債型種類株式の内容並びに発行価格を含む募集事項は、発行決議により決定し、配当年率は、同株式の公正価値に関する評価報告書を受領した上で、発行決議の後に、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定されるブックビルディング方式と同様の方式により、配当年率に係る仮条件を提示して、当該仮条件による需要状況及び当社が発行している劣後特約付社債の市場価格等を総合的に勘案した上で決定します（かかる配当年率の決定日を以下「条件決定日」といいます。）。)
- 2 定款において、第1回社債型種類株式の発行数の上限を75,000,000株としていますが、具体的な発行数は未定であり、条件決定日に決定する予定です。

摘要（第1回社債型種類株式の内容）

第1回社債型種類株式の内容は以下のとおりであります。

イ 優先配当金

(1) 優先配当金

当社は、12月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回社債型種類株式を有する株主（以下「第1回社債型種類株主」といいます。）又は第1回社債型種類株式の登録株式質権者（以下第1回社債型種類株主とあわせて「第1回社債型種類株主等」と総称します。）に対し、当社普通株式（以下「普通株式」といいます。）を有する株主（以下「普通株主」といいます。）及び普通株式の登録株式質権者（以下普通株主とあわせて「普通株主等」と総称します。）に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、その1株当たりの発行価格相当額に、本イ(2)乃至に記載する第1回社債型種類株式の配当年率（15パーセントを上限とする。以下「配当年率」といいます。）を乗じて算出した額の金銭（ただし、小数部分が生じる場合、当該小数部分の取り扱いについては、発行決議により定めるものとします。）（以下「第1回社債型種類株式優先配当金」といいます。）を支払います。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度に第1回社債型種類株式優先期中配当金（下記ロに定義します。）を支払ったときは、その合計額を控除した額とします。

(2) 配当年率

未定（発行決議により定めるものとします。）

(3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、第1回社債型種類株主等に対して行う第1回社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る第1回社債型種類株式優先配当金の額に達しないときは、その不足額について、単利計算により翌事業年度以降に累積します（以下累積した不足額を「第1回社債型種類株式累積未払配当金」といいます。）。この場合の単利計算は、当該事業年度において適用のある配当年率を基準として発行決議により定める算定方法によるものとします。第1回社債型種類株式累積未払配当金については、第1回社債型種類株式優先配当金及び第1回社債型種類株式優先期中配当金の配当に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき第1回社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、第1回社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行います。

(4) 非参加条項

第1回社債型種類株主等に対しては、第1回社債型種類株式優先配当金の額及び第1回社債型種類株式累積

未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行いません。

ロ 優先期中配当金

当社は、12月31日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」といいます。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式優先配当金の額の2分の1の額の金銭（ただし、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度において期中配当基準日を基準日として剰余金の配当を行うときは、払込期日（同日を含みます。）から期中配当基準日（同日を含みます。）までの期間の日数に応じて合理的に調整した額の金銭）（以下「第1回社債型種類株式優先期中配当金」といいます。）を支払います。ただし、ある事業年度に期中配当基準日が属する第1回社債型種類株式優先期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとします。

ハ 残余財産の分配

(1) 残余財産分配金

当社は、残余財産を分配するときは、第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、その1株当たりの発行価格相当額に、第1回社債型種類株式累積未払配当金の額及び残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る第1回社債型種類株式優先配当金相当額を加えた額として、発行決議により定める算定方法により算出される額の金銭を支払います。

(2) 非参加条項

第1回社債型種類株主等に対しては、本ハ(1)のほか、残余財産の分配を行いません。

ニ 優先順位

当社の第1回社債型種類株式乃至第5回社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とします。

ホ 議決権

第1回社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができません。

ヘ 種類株主総会

- (1) 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行います。
- (2) 会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。
- (3) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、本ヘ(5)及び法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。
- (4) 当社の種類株主総会は、場所の定めのない種類株主総会とすることができます。
- (5) 当社が以下に掲げる行為をする場合において、第1回社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会決議又は取締役会決議に加え、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じません。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる第1回社債型種類株主が存しない場合は、この限りではありません。

当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当社の単独による株式移転を除きます。）

当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

ト 会社による金銭対価の取得条項

(1) 金銭対価の取得条項

当社は、第1回社債型種類株式について、払込期日（発行日）（同日を含みます。）から5年を経過した日が到来した場合等、発行決議により定める事由が生じ、かつ取締役会の決議により別に定める取得日が到来した場合は、当該第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得することができます。この場合、当社は、当該第1回社債型種類株式を取得するのと引換えに、第1回社債型種類株主に対し、第1回社債型種類株式1株につき、発行価格を踏まえて発行決議により定める額の金銭を交付します。ただし、当社は、取得日又は当該取得に係る振替取得日（下記に定義します。）のいずれかが1月1日から3月31日までのいずれかの日となる取得を行うことができません。本ト(1)の規定に従い第1回社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、第1回社債型種類株主から取得すべき第1回社債型種類株式を決定します。

「振替取得日」とは、本トに記載する金銭対価の取得に基づく振替の申請により当社の振替先口座における保有欄に取得に係る第1回社債型種類株式の数の増加の記載若しくは記録がなされる日又は当該取得に基づく全部抹消の通知により第1回社債型種類株式についての記載若しくは記録の抹消がなされる日をいいます。

(2) 借換制限

当社は、当社が本ト(1)に規定する金銭対価の取得又は特定の第1回社債型種類株主との合意若しくは会社法第165条第1項に規定する市場取引等による第1回社債型種類株式の取得（以下「金銭対価取得」と総称し

上記 又は 以外の当社のその他一切の証券及び債務

第1回社債型種類株式は、株式会社東京証券取引所プライム市場への上場申請を予定しています。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	未定	未定	未定
計（総発行株式）	未定	未定	未定

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)	未定 (注)	100株	未定	1株につき発行価格 と同一の金額	未定

- (注) 発行価格は、会社法上の払込金額であり、発行決議において決定する予定であります。なお、資本組入額は、資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
大和証券株式会社 その他の引受人に関しては未定(注)	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	未定 (注)	未定 (注)
計	-	未定	-

- (注) その他の引受人が加わる場合の氏名又は名称及び住所並びに引受けの条件については、発行決議において決定されます。また、引受株式数（新規発行株式の発行数）は条件決定日に決定されます。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

未定

(2) 【手取金の使途】

社債償還資金に充当する予定ですが、詳細については発行決議時に決定します。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度	第28期（自	2024年1月1日	至	2024年12月31日）	2025年3月28日関東財務局長に提出
事業年度	第29期（自	2025年1月1日	至	2025年12月31日）	2026年3月31日までに関東財務局長に提出予定
事業年度	第30期（自	2026年1月1日	至	2026年12月31日）	2027年3月31日までに関東財務局長に提出予定

2 【半期報告書】

事業年度	第29期中（自	2025年1月1日	至	2025年6月30日）	2025年8月8日関東財務局長に提出
事業年度	第30期中（自	2026年1月1日	至	2026年6月30日）	2026年8月14日までに関東財務局長に提出予定
事業年度	第31期中（自	2027年1月1日	至	2027年6月30日）	2027年8月16日までに関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2026年2月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年3月31日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録書提出日（2026年2月26日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日（2026年2月26日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

楽天グループ株式会社 本店
（東京都世田谷区玉川一丁目14番1号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。